みどりの食料システム法の認定制度等について

令和６年５月

農林水産省

目 次

① みどりの食料システム戦略（概要） ・・・・・2

② みどりの食料システム戦略と法制度のポイント ・・・・・4

③ みどりの食料システム法の運用状況 ・・・・・5

④ 環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動 ・・・・・7

⑤ 有機農業栽培管理協定 ・・・・・15

⑥ 基盤確立事業 ・・・・・17

⑦ 支援措置一覧 ・・・・・23

⑧ みどり戦略交付金等関係予算 ・・・・・33

⑨ みどりの食料システム法に関する制度周知資料 ・・・・・36

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

○生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
○温暖化、大規模自然災害
○コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
○SDGsや環境への対応強化
○国際ルールメーキングへの参画

「**Farm to Fork戦略**」**(20.5)**
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業の**CO2ゼロエミッション化**の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料**とした**化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低３割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮**した**輸入原材料調達の実現を目指す**
- **エリートツリー**等を林業用苗木の**9割以上に拡大**
- **ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%**を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済　持続的な産業基盤の構築

・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
・国産品の評価向上による輸出拡大
・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会　国民の豊かな食生活　地域の雇用・所得増大

・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
・地域資源を活かした地域経済循環
・多様な人々が共生する地域社会

環境　将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

・環境と調和した食料・農林水産業
・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、**国際ルールメーキングに参画**（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）
～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達
1.資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

（1）持続可能な資材やエネルギーの調達
（2）地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
（3）資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～
- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大

等

生産
2.イノベーション等による持続的生産体制の構築

（1）高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
（2）機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
（3）地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
（4）農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
（5）労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
（6）水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～
- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO_2固定化（ブルーカーボン）の推進

等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO_2吸収と固定の最大化

- ✓ **雇用の増大**
- ✓ **地域所得の向上**
- ✓ **豊かな食生活の実現**

消費
4.環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

（1）食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
（2）消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
（3）栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
（4）建築の木造化、暮らしの木質化の推進
（5）持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～
- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

等

加工・流通
3.ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

（1）持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
（2）データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
（3）長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
（4）脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～
- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

等

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号、令和４年７月１日施行）

制度の趣旨　**みどりの食料システムの実現　⇒　農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保**

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の**連携**
- **技術の開発・活用**
- **円滑な食品流通の確保**　等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の**理解の増進**
- **環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費**の促進
- **技術開発・普及**の促進
- 環境負荷低減の**取組の見える化**　等

基本方針（国）

協議 ⇑ ⇓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ⇑ ⇓ 認定

申請 ⇑ ⇓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減　等

【支援措置】

- 必要な設備等への**資金繰り支援**（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- **行政手続のワンストップ化**＊（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- **有機農業の栽培管理**に関する地域の取決めの促進＊

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、**機械・資材メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画**
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への**資金繰り支援**（食品流通改善資金の特例）
- **行政手続のワンストップ化**（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた**品種開発**の促進（新品種の出願料等の減免）

＊モデル地区に対する支援措置

- 上記の計画制度に合わせて、**必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置**

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法　施行（令和４年７月1日）　施行令・施行規則等も施行

国の基本方針　公表（令和４年９月15日）
告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和４年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和５年度から都道府県による
環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート

○46道府県で計15,000名以上の農業者を認定見込

○16道県29区域で特定区域を設定
特定計画が２県3区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結
（令和６年５月時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の計画を認定

リモコン草刈機の普及

可変施肥田植機の普及

堆肥散布機の普及

○令和４年11月に第１弾認定をした後、69の事業者を認定（令和６年５月時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

基本計画の事例（滋賀県、北海道、長崎県、大分県）

滋賀県みどりの食料システム基本計画

・令和４年10月公表、県及び全19市町で作成。
・**化学肥料・化学農薬の使用低減**や**琵琶湖**の保全などに対応した**生産性の高い環境こだわり農業**を推進するとともに、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化、消費者の理解促進等を図る。

水稲、茶の有機栽培の
栽培技術の体系化

食品事業者等と連携した
理解促進・消費拡大

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画

・令和４年12月公表、北海道及び全179市町村で作成。
・環境との調和に配慮した**「クリーン農業」**の取組や、2050年までに道内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す**「ゼロカーボン北海道」**等を踏まえ、環境保全型農業の取組拡大等を図る。

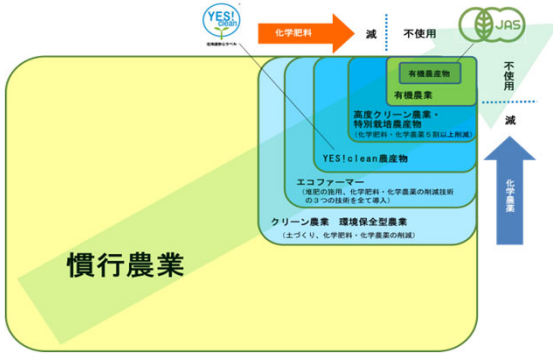

長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン

・令和４年12月公表、県及び全21市町で作成。
・化学肥料・化学農薬の使用低減に繋がる**環境保全型農業の取組の裾野を拡大**、オーガニックビレッジ等の地域を中心に**有機農産物等の販路拡大**を図る。

病虫害に強いバレイショ品種
「アイマサリ」を利用した
グリーンな栽培体系の実証

オーガニックビレッジを中心に
有機農産物等の販路を拡大

大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

・令和４年12月公表、県及び全18市町村で作成。
・**IPM技術**の普及拡大や**地域循環型農業**の推進等を通じた化学肥料・化学農薬の使用低減を実施し、**豊富な地域資源**の活用を促進するとともに、地域の環境に配慮して生産された**農林水産物等のブランド化**を図る。

土着天敵温存植物の定植
（ソルゴー、オクラ、バジル等）

オーガニックイベントによる
有機農産物のPR活動

環境負荷低減事業活動とは

○　環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

ロ 環境負荷低減事業活動とは…（法第２条第４項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う**農林漁業の持続性の確保に資するよう**、**農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る**ために行う次に掲げる**事業活動**

（１）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（２）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

堆肥の施用による土づくり

燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- **有機農業**の取組を含みます。

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「**排出削減対策**」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

農地土壌に炭素を貯留

生分解性マルチの使用

【告示】
- **水耕栽培**における化学肥料・化学農薬の使用低減
- 環境中への**窒素・リン等の流出を抑制**する飼料の投与等
- **バイオ炭**の農地への施用
- **プラスチック資材**の排出又は流出の抑制
- 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における**生物多様性の保全**に資する技術等を用いて行う事業活動

（３）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

○　都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム

都道府県
〈市町村と共同で**基本計画**を作成〉

計画認定の申請 ↑　↓ **認定**

認定要件
基本計画に沿ったものであること 等

農林漁業者 又は その組織する団体

環境負荷低減事業活動**実施計画を作成**

【計画記載事項】
・目標
・実施内容・期間
・実施体制
・必要な資金　　等

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥化処理施設

軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

＜基本方針第２　環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項＞
- 「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他**法人格の有無にかかわらず**農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- 実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定める**こと。
- 環境負荷低減事業活動の実施期間は、**５年間を目途に定める**ものとすること。

支援措置

農林漁業者等向け

○課税の特例（法人税・所得税）
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例
・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例
○沿岸漁業改善資金助成法の特例
・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年　等）

○家畜排せつ物法の特例
・日本公庫による長期低利資金（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用

メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援

関連する措置を行う食品事業者向け

○食品等流通法の特例
・日本公庫による長期低利資金（食品流通改善資金）　の貸付適用

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

みどりの食料システム法に基づく農業者認定の状況

○　令和５年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。**46道府県**で**15,000**名以上を認定（令和６年５月末見込み）しており、税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら取組が進められている。
○　取組内容や品目が多様化するとともに、JAなどグループでの取組も広がっている。
○　引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

大藪和晃（おおやぶ　かずあき）さん（和歌山）

ミニトマトのハウスからのGHGの排出削減に向け、**農業改良資金の融資を受け、局所加温のための設備等を導入。**

越智淳一さん（北海道）

酪農を営む**自社農場から発生する家畜排せつ物由来の堆肥**を活用して、**デントコーンの栽培**における化学肥料の使用低減に取り組む。

将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。

農事組合法人魁（さきがけ）（山形）

そば(160ha)の栽培において牛ふん堆肥の活用や機械除草によって、化学肥料の使用低減・化学農薬の不使用栽培に取り組む。
集落営農活性化プロジェクト促進事業におけるみどり認定のポイント加算を活用。

筑後久保農園（福岡）

水稲等の栽培において、水田除草機メーカーの商品開発にも協力し、化学農薬・化学肥料不使用栽培に取り組む。
みどり戦略の理念に共感し、認定を取得。

㈱本原農園（福井）

県の普及センターから勧められ、みどり認定を取得し、**産地生産基盤パワーアップ事業等におけるポイント加算を活用。**
大豆の栽培を新たにはじめ、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

よか茄子出荷組合（熊本）

グループに所属する６名で、なす栽培において、天敵を活用したIPM技術を導入し、化学農薬の使用低減に取り組む。
今後の販売戦略の一助とするため、認定を取得。

柳沢農園（長野）

環境負荷低減に取り組む水稲の規模拡大のため、**みどり税制を活用して、再生紙マルチ田植機を導入。**
みどり税制の活用により、**導入初年度のキャッシュフローが改善できたことを評価。**

㈱やさいや（香川）

レタス栽培において、有機質肥料や生物農薬、生分解性マルチを活用し、化学肥料・化学農薬・プラスチック資材の使用低減に取り組む。
消費者への訴求力の向上を図るため、認定を取得。

㈲JAにしみの興農社（こうのうしゃ）（岐阜）

水稲や小麦の栽培において、生分解性プラスチック資材配合肥料を活用し、プラスチック使用量の２割削減に取り組む。
みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）におけるみどり認定のポイント加算を活用。

JAおきなわ野菜生産部会ピーマン専門部（沖縄）

ピーマン専門部全体で、天敵の活用や太陽熱土壌消毒を行い化学農薬の使用低減に取り組む。
地域ぐるみで環境負荷低減の取組をPRし、他産地と差別化を図る。

みどり法に基づく特定区域とは

○ **特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。**

○ 特定区域の設定に当たっては、**特定区域の範囲**や**その中で行われる取組の内容**についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、**有機農業の栽培管理協定**や**国庫補助事業の優遇等のメリットあり。**

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた**地域**

①有機農業による生産活動

（例：有機農業の団地化）

独自ブランドの確立

有機農業のための栽培管理協定の締結

②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

（例：工場の廃熱・廃CO_2を活用した園芸団地の形成）

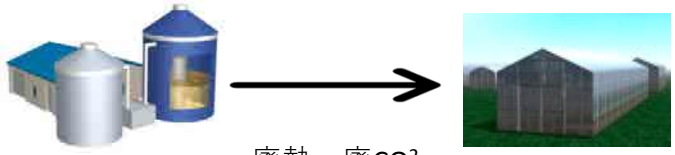

工場　　廃熱・廃CO_2を供給　　施設園芸団地で活用

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

（例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組）

家畜　　排せつ物の堆肥化・ペレット化　　地域ぐるみで施用

✓ 特定区域設定の要件

☑ **設定する区域は、**自然的社会的諸条件からみて**一定のまとまりを有すること**

※ **オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能！**

（範囲の要件）

☑ 二戸以上の**共同又は**地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと

☑ **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること

☑ **地方自治体と連携**して、**地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大**に努めること

（取組内容の要件）

特定区域設定のメリット

① **有機農業を促進するための栽培管理協定の締結**が可能

② **国庫補助の予算事業で優遇**

③ 農地法等手続きのワンストップ化

①P.13,③P.11　②優遇事業一覧

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます！

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。

特定区域設定の手引き

特定区域（モデル地区）の設定状況

○　地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う**特定区域（モデル地区）は、16道県29区域で設定。**（令和６年５月時点）

北海道	湧別町	バイオマスガスプラントの余剰熱の施設園芸への活用
宮城県	山元町	ICT等の活用によるいちご栽培のスマート施設園芸団地の形成
	美里町 二郷地区	有機農業のゾーニングによる有機農業の団地化
	美里町 中埣（なかぞね）地区	営農型太陽光発電で得られた電気の施設園芸等への活用
	涌谷（わくや）町	技術の継承による有機農業の産地形成
山形県	西川町	木質バイオマス発電由来の廃熱、廃CO_2の施設園芸への活用
	川西町	担い手の確保や技術向上による有機農業の団地化
茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化
	常陸大宮市 【有機協定】	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成
富山県	富山市	地域の中心的な担い手を核とした有機農業の産地形成
	南砺市	水稲の栽培技術の共有等による有機農業の産地形成
福井県	越前市	技術のマニュアル化による大規模有機農業の拡大
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したペレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進
愛知県	岡崎市	学校給食や企業の食堂への利用促進等による有機農業の団地化
兵庫県	神戸市	家畜由来堆肥、こうべハーベスト（下水処理で回収されたリンを配合）の活用による有機・特別栽培の推進
	豊岡市	「コウノトリ育む農法」無農薬タイプの生産拡大
	養父市	新規就農者の確保、技術伝承による有機農業の面的拡大
奈良県	天理市	放棄茶畑を活用した有機茶の産地形成
	宇陀市 【特定計画】	担い手の育成・確保、生産力向上による有機農業の団地化
広島県	神石高原（じんせきこうげん）町	土づくりマニュアルの作成等による有機農業の団地化
徳島県	徳島市	農薬の局所施用によるレンコン栽培の化学農薬使用低減の推進
	小松島市 【特定計画】	学校給食への利用推進等による水稲の有機農業の団地化
	阿南市 【特定計画】	地域の関係機関が一体となった水稲の有機農業の団地化
	阿波市	野菜、水稲の有機農業の団地化・ブランド化
	海陽町	化学農薬使用低減に向けたきゅうりの次世代栽培技術の確立
宮崎県	えびの市	遊休農地を活用した有機農業の産地形成
鹿児島県	南種子（みなみたね）町	ノウハウの共有等による地域特産品の有機農業の産地形成

【特定計画】：特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定

【有機協定】：有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結

★ 有機農業団地化
★ 地域資源の活用による温室効果ガスの排出量削減
★ 先端技術の活用

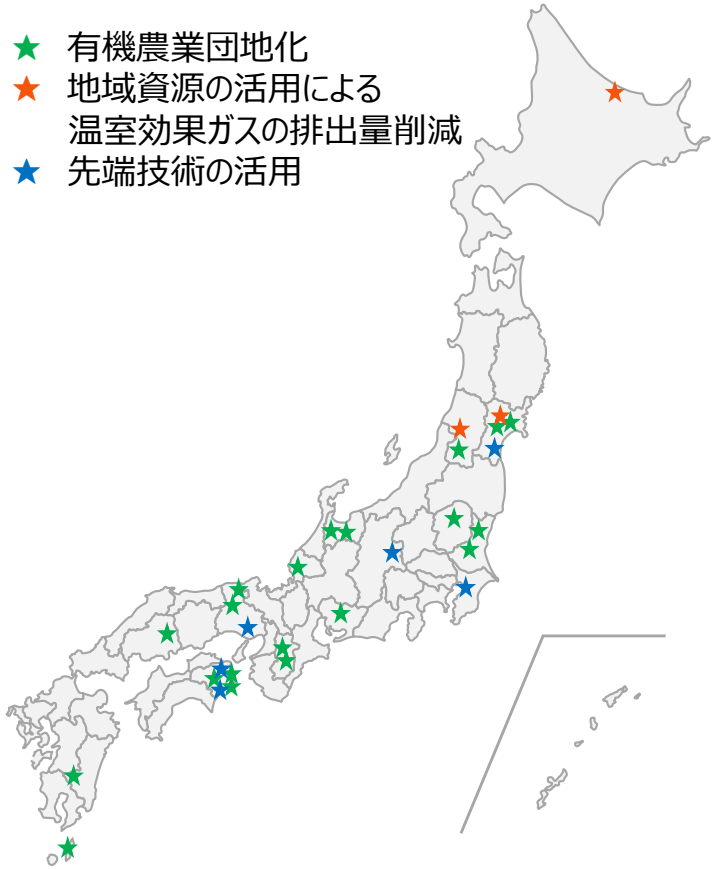

特定環境負荷低減事業活動とは

○　地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、
環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

ロ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第２項第３号）

【定義】**特定区域**の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における
農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

**地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、
生産団地を形成**

- **二戸以上の共同**又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模で**取り組むこと
- **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）

＋

以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

①有機農業による生産活動
（例：有機農業の団地化）

**②廃熱その他の地域資源の活用により
温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**
（例：工場の廃熱・廃CO_2を活用した園芸団地の形成）

**③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して
行う生産活動**
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）

ドローンによる防除の最適化

＋

ドローンのバッテリー充電施設

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

○ **特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム

都道府県
〈市町村と共同で**基本計画**を作成し、計画に特定区域を設定〉

認定に際して意見聴取 → **市町村**

計画認定の申請 ↑ ↓ **認定**

認定要件
基本計画に沿ったものであること 等

農林漁業者 又は その組織する団体
- 特定環境負荷低減事業活動**実施計画を作成**
- 事業活動に**関連する措置**※として、認定を受けようとする者以外の者が行う取組を計画に**位置付けることも可能**

※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組

ドローンによる農薬散布

＋

バッテリー保管・充電施設

先端技術の地域ぐるみでの活用

栽培体系の共通化

＋

共同出荷作業

有機農業の団地化

支援措置

○課税の特例（法人税・所得税）
特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例
○林業・木材産業改善資金助成法の特例
○沿岸漁業改善資金助成法の特例
- 貸付資格認定の手続のワンストップ化
- 償還期間の延長（10年→12年　等）

○家畜排せつ物法の特例
○食品等流通法の特例
- 日本公庫による低利資金の貸付適用

○補助金等適正化法の特例
- 補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認手続のワンストップ化

○農地法の特例
- 農地転用許可の手続のワンストップ化

○酪肉振興法の特例
- 草地の形質変更の届出のワンストップ化

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

特定環境負荷低減事業活動の認定

○　特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画**を認定。
○　**令和５年12月に全国で初めて奈良県の(有)山口農園が、次いでJA東とくしま水稲部会が認定**を受け、**2県3区域で認定**。

(有)山口農園（奈良県）

- **奈良県宇陀市**の特定区域において、有機JAS認証取得農地の約36%（4.46ha）でほうれん草などの軟弱野菜やハーブ類の有機農業を行う**(有)山口農園**の**特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定（全国初）。**
- (有)山口農園では、有機農業での就農希望者の研修受け入れや、オーガニックビレッジの取組で地方公共団体と連携して規格外の有機農産物を利用した加工品（ペーストやレトルトカレー）の開発等を行い、**地域を巻き込んで有機農業の普及拡大を推進**。
- みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）で省力化や物理的防除に関する現地実証試験に協力し、有機農業の更なる拡大・団地化に取り組む。

有機栽培実践ほ場

有機農産物の規格外品を活用したペースト

有機農産物の規格外品を活用したレトルトカレー

JA東とくしま水稲部会（徳島県）

- **徳島県小松島市、阿南市**の特定区域において、有機農業の団地化に取り組む**JA東とくしま水稲部会**（45人、37.6ha）の**特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定**。
- JA東とくしまでは、生産者、民間企業、行政機関等で構成する「小松島市生物多様性農業推進協議会（H22発足）」の一員として、**栽培技術の普及や独自認証の導入、消費者へのＰＲイベント開催などの地域ぐるみの取組を推進**。
- 令和４年度からは、みどり交付金（有機農業産地づくり推進）も活用しながら、実証ほ場の設置や人材育成、認証米のブランド化を通じた有利販売などに取り組んでおり、今後さらに水稲を中心とした有機農業の拡大・団地化に取り組む。

有機栽培実践ほ場

栽培研修会

あいさい一楽米（独自ブランド）

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

協定の締結

＜協定に定める事項＞

○協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
＜基本方針第三の3＞

○栽培の管理に関する事項

○協定の有効期間
（～５年）

○協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

○適切な肥培管理の実施
（・雑草防除
・防虫ネットやマルチの利用　等）

○緩衝地帯の設置

○病害虫が発生した場合の措置

防虫ネット

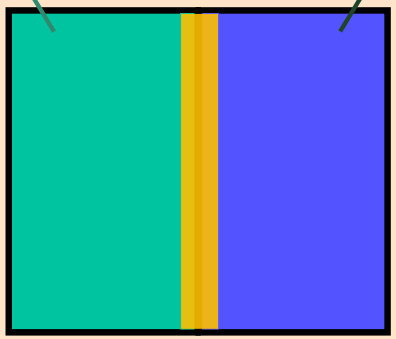

緩衝地帯

慣行農業者

○化学農薬の飛散防止措置
（使用時の事前通知・立ち合い等）

○水・土壌の有機ほ場への流入防止措置（畔塗りの実施等）

○病害虫が発生した場合の措置

ドリフト低減型ノズル

市町村長*の認可
（公告・縦覧）

＊協定区域が２以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る**農用地所有者等※の全員の合意が必要**です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。
※所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

○協定**締結後に**当該農用地の**所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。**
○当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を**農用地区域に編入するよう要請できます。**
（農用地区域に編入されると、**農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。**）

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

○　特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で**有機農業を促進するための栽培管理に関する協定**を締結することが可能。
○　令和５年12月に**茨城県常陸大宮市**で、**全国で初めて協定が締結**され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

茨城県常陸大宮市の事例

・オーガニックビレッジ宣言をした**茨城県常陸大宮市**の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稲を栽培している16.3ha（132筆）において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。
・協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
・常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、**新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化**を推進。

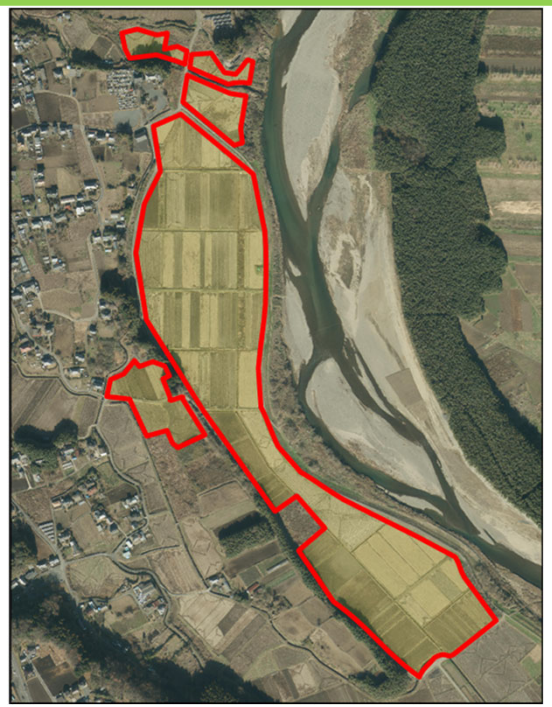

協定区域（16.3ha）

協定区域で収穫された米

（参考）有機農業を促進するための栽培管理協定

・**みどりの食料システム法に基づき、**地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、**「有機農業に取り組む人」と「それ以外の農業に取り組む人」**が**お互いに安心して営農できるよう**、地域で話し合って**営農のルール**を定め、農地の所有者が**市町村長の認可を得て締結**するもの。
・本協定は、**土地の所有者が変わった場合にも有効**。

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

○　主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第２条第５項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ **認定**

事業者
〈基盤確立事業実施計画を作成〉

①**先端的技術の研究開発**及び成果の移転の促進
②**新品種の育成**
③**資材又は機械の生産・販売**
④機械類の**リース・レンタル**
⑤環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う**新商品の開発、生産又は需要開拓**
⑥環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の**流通の合理化**

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

1　**基本方針に適合**し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること

2　農林漁業由来の**環境負荷の低減の効果の増進**又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の**付加価値の向上に相当程度寄与するもの**であること
（事業展開による効果の**広域性**や、技術の普及状況等を踏まえた**先進性**等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合
（①～③を満たす必要があります。）
①以下のいずれかに該当すること
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
②10年以内に販売されたモデルであること
③農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

支援措置

○補助金等適正化法の特例
・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化

○農地法の特例
・農地転用許可の手続のワンストップ化

○種苗法の特例
・品種登録の出願料及び登録料の減免

○食品等流通法の特例
・日本公庫による長期低利資金の貸付適用

○中小企業者向け金融支援【非法律事項】
・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
（機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援）

○課税の特例（法人税・所得税）

（１）資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

（２）機械メーカー向け(対象は生産者)
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
（販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減）

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

基盤確立事業の認定状況

○　令和６年５月現在、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**69の事業者**の取組を認定。
　化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**76機種**がみどり税制の対象となっている。
○　認定がきっかけとなって、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大しつつある。

研究開発・実証（４件）

・㈱TOWING
・ EF Polymer㈱
・㈱ムスカ
・㈱AGRI SMILE

新品種の開発（１件）

・（地独）北海道立総合研究機構

㈱ TOWING（愛知県）

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する"**高機能バイオ炭**"を開発。

認定を受けたことで、JAや生産者からの問い合わせが増え、**30都道府県での試験導入や、高機能バイオ炭製造プラントの建設を検討する企業とのマッチングにつながった。**

バイオ炭散布の様子

資材の生産・販売（１８件）

・㈱国際有機公社
・中日本ｶﾌﾟｾﾙ㈱
・ｺﾙﾃﾊﾞ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱
・ｵｶﾓﾄ㈱、ｵｶﾓﾄ化成品㈱
・別海ﾊﾞｲｵｶﾞｽ発電㈱
・㈲営農企画
・㈲そおリサイクルセンター
・中越ﾊﾟﾙﾌﾟ工業㈱、丸紅㈱
・和鑽ｴｺﾌｧｰﾑ㈱、共和化工㈱
・JA鹿児島県経済連
・四国ｹｰｼﾞ㈱・合同会社liveR
・JA佐久浅間、全農長野県本部、佐久市
・横山製網㈱
・東京インキ㈱
・日産化学㈱
・アイアグリ㈱
・緑水工業㈱
・三和油脂㈱

中越パルプ工業㈱・丸紅㈱（東京都）

セルロースナノファイバーを葉面散布することで、物理的に病原菌の侵入を防ぐ**新たな防除資材**を開発。

認定によって、ユーザーへのPR強化を図り、更なる実証試験の拡大と販路開拓を目指す。

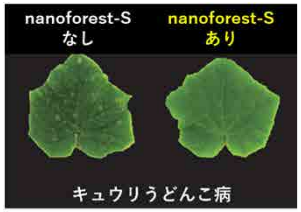

【筑波大学　石賀研究室との共同研究成果】

機械の生産・販売（４５件）

・㈱ルートレック・ネットワークス
・㈱山本製作所
・ アイケイ商事㈱
・ 三菱ﾏﾋﾝﾄﾞﾗ農機㈱
・㈱オーレック
・ みのる産業㈱
・㈱タイショー
・㈱アテックス
・ 落合刃物工業㈱
・ 井関農機㈱
・㈱イナダ
・㈱タイガーカワシマ
・㈱ササキコーポレーション
・ ヤンマーアグリ㈱、ヤンマーアグリジャパン㈱
・㈱サタケ
・㈱やまびこ、やまびこジャパン㈱
・㈱クボタ
・㈱IHIアグリテック
・㈱デリカ
・ 松元機工㈱
・㈱タカキタ
・ 金子農機㈱
・ 渡辺パイプ㈱
・㈱天神製作所
・㈱誠和
・ 日本ニューホランド㈱
・㈱ビコン・ジャパン
・ ハスクバーナ・セノア㈱
・㈱大竹製作所
・ 中部エコテック㈱
・ 静岡製機㈱
・㈲北四国エンジニアリング
・ 三陽機器㈱
・小橋工業㈱
・㈱太陽
・ 三州産業㈱
・㈱松山
・ 藤樹運搬機工業㈱
・ ㈱FTH
・㈱ジョイ・ワールド・パシフィック
・エム・エス・ケー農業機械㈱
・トヨタネ㈱
・㈱岡田製作所
・ネポン㈱
・㈱ナイルワークス

㈱デリカ（長野県）

マニアスプレッダやマルチスプレッダなどを販売。**「有機農業と、未来へ。」**をキャッチフレーズに掲げ、販売体制の強化に取り組む。

認定・税制対象機械の追加が、営業活動の後押しになっている他、国内肥料資源の利用拡大に向けた**マッチングフォーラムへの出展など**ビジネス拡大の契機となった。

マニアスプレッダ

マルチスプレッダ

新商品の開発（1件）

・㈱フレッシュフーズ

㈱フレッシュフーズ（北海道）

有機カット野菜サラダを首都圏で広く販売するため、製造拠点となる食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。

認定を受け、**食品流通改善資金を活用し**、施設整備を行う。

基盤確立事業実施計画の認定状況①（令和６年５月時点）

研究開発・実証

（株）TOWING

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する“高機能バイオ炭”の研究開発に取り組む。

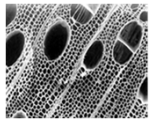
バイオ炭

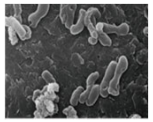
土壌微生物群

有機肥料

有機肥料の分解に特化した微生物叢を選択培養
✓要素組合せ・混合要件最適化
✓微生物培養条件最適化

研究開発・実証

（株）ムスカ

イエバエを用いて家畜排せつ物等を堆肥と飼料に短期間で再資源化する「ムスカシステム」の上市に向けた研究開発に取り組む。

ムスカシステム

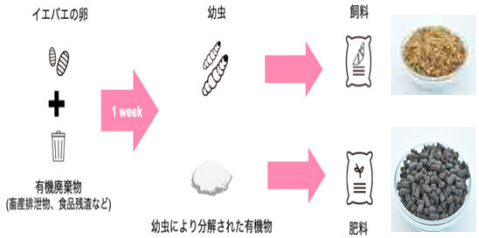

機械の生産・販売

（株）誠和

施設園芸における温室効果ガス排出量削減に寄与する「低温CO_2施用システム」の普及に取り組む。

新商品の開発・生産・需要の開拓（食品流通改善資金の活用）

（株）フレッシュフーズ

有機カット野菜サラダの需要開拓のため、食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。

研究開発・実証

（株）AGRI SMILE

農産物を原料として活用し、植物の養分吸収活性を高める農業用資材“食品残渣型バイオスティミュラント”の研究開発に取り組む。

※バイオスティミュラント・・・作物の活力、収量、品質及び収穫後の保存性を改善するために、作物の生理学的プロセスを制御・強化する農業用資材

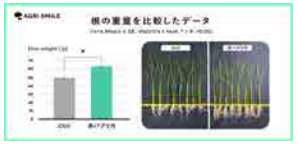

研究開発・実証

EF Polymer（株）

農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる“超吸収水性ポリマー”の研究開発に取り組む。

機械の生産・販売

ネポン(株)

燃油加温機とヒートポンプを連動制御し、ヒートポンプを優先的に運転させることで温度管理を最適化するシステムの普及に取り組む。

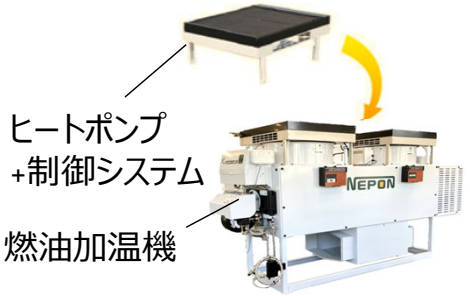

新品種の育成（新品種の出願料・登録料の軽減）

（地独）北海道立総合研究機構

北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種育成に取り組む。

小麦　稲　ばれいしょ

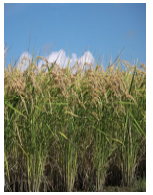

基盤確立事業実施計画の認定状況②（令和６年５月時点）

資材の生産・販売
（みどり税制の活用）

JA佐久浅間、佐久市
JA全農長野県本部、

堆肥の利用拡大を図るため、JA佐久浅間におけるペレット堆肥の製造設備を増強し、販売拡大に取り組む。

資材の生産・販売
（みどり税制の活用）

（株）国際有機公社

液肥製造プラントを新たに導入し、地域の未利用魚や米ぬか等の有機物を原料として活用した液状複合肥料の製造・販売の拡大に取り組む。

資材の生産・販売
（みどり税制の活用）

和饗（わきょう）エコファーム（株）・
共和化工（株）

下水汚泥資源を活用した肥料の粒度を調整する設備を新たに導入し、その扱いやすさを向上させて、さらなる販売拡大に取り組む。

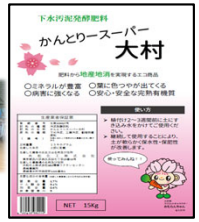

資材の生産・販売

中日本カプセル（株）

ソフトカプセル製造時に発生するゼラチン残さを活用した肥料の普及に取り組む。

資材の生産・販売
（みどり税制の活用）

（有）営農企画

地域のバイオマス資源を活用した堆肥の生産拡大に向けて、必要な設備を新たに導入するとともに、販路拡大に取り組む。

※　（有）営農企画が運営する「いましろオーガニックファーム」は、本事業で生産拡大する堆肥を活用して有機農業にも取り組んでいます。

資材の生産・販売
(予算のポイント加算を活用)

JA鹿児島県経済連

県内の家畜排せつ物由来の堆肥ペレットを使った指定混合肥料の生産能力を強化し、普及拡大に取り組む。

基盤確立事業実施計画の認定状況③（令和６年５月時点）

資材の生産・販売
（みどりハード事業※・みどり税制の活用）

緑水工業（株）

既存の肥料散布機で散布可能な下水汚泥資源等を活用したペレット肥料を製造し、販路拡大に取り組む。

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R４補正）のうち環境負荷の低減寄与する資材の生産基盤強化対策

資材の生産・販売

中越パルプ工業（株）・丸紅（株）

化学農薬の使用低減に寄与するセルロースナノファイバーを用いた新たな物理的防除資材の普及拡大に取り組む。

資材の生産・販売

横山製網（株）

化石資源由来のプラスチックの使用低減に資する生分解性の農業用の紙ネットの普及拡大に取り組む。

資材の生産・販売

東京インキ（株）

軽量化・薄肉化によって施設園芸における燃油使用量の削減に寄与する「多層断熱資材」の普及拡大に取り組む。

資材の生産・販売

日産化学（株）

化学農薬の低減に寄与する育苗時の農薬のセルトレイ灌注の普及に取り組む。

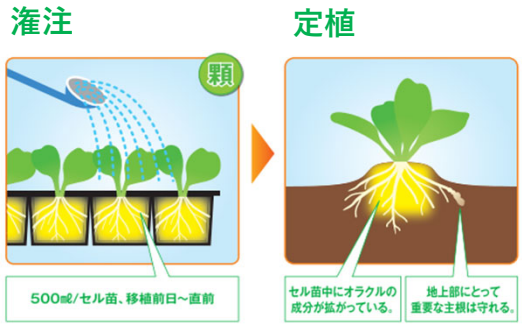

資材の生産・販売

アイアグリ（株）

家畜排せつ物や食品残さを活用した指定混合肥料等の販売体制の強化を行い、普及拡大に取り組む。

基盤確立事業実施計画の認定状況④（令和６年５月時点）

資材の生産・販売

オカモト（株）・オカモト化成品（株）

施設園芸における冬季の燃油使用量の削減に寄与する「農業ハウス用遮熱フィルム」の普及に取り組む。

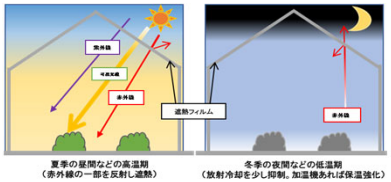

資材の生産・販売

コルテバ・ジャパン（株）

天然物質由来農薬の技術情報の提供、地域に合った防除体系の実証等に取り組む。

資材の生産・販売
（みどりハード事業※・みどり税制の活用）

三和油脂(株)

こめ油の副産物である脱脂米糠や工場排水処理で生じる有機汚泥を活用した堆肥ペレット等を製造し、普及拡大に取り組む。

脱脂米糠ペレット

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正）のうち環境負荷の低減寄与する資材の生産基盤強化対策

資材の生産・販売

四国ケージ（株）・合同会社liveR

鶏ふんとコーヒーかすを混合して臭いを抑えた堆肥の普及拡大に取り組む。

資材の生産・販売

別海バイオガス発電(株)

家畜排せつ物等を活用したバイオガス発電の副産物として発生する液肥の普及拡大に取り組む。

資材の生産・販売
（みどりハード事業※の活用）

(有)そおリサイクルセンター

剪定枝等を原材料とした肥料について、草木を粉砕し堆肥化する設備及び堆肥ペレットを製造する設備を導入し、普及拡大に取り組む。

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正）のうち環境負荷の低減寄与する資材の生産基盤強化対策

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金（無利子、償還期間の延長）	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限る
畜産・酪農	畜産経営環境調和推進資金 （利率：1.10%、20年以内）	
林業者	林業・木材産業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	
漁業者	沿岸漁業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	

土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、
- みどり戦略緊急対策交付金（Ｒ５補正予算）、みどり戦略推進交付金（Ｒ６当初）
- 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた優先枠・ポイント加算

の活用が可能です。

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー 支援サービス事業体 （機械のリース・レンタル）	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.65～1.45%、20年以内）	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.65～1.45%、20年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬　等）
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る （利率：0.55~1.45%、25年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：食品残渣を活用した堆肥　等）

※金利表示は、令和６年４月現在のもの
※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

日本政策金融公庫等の融資の特例措置

○　日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学肥料・化学農薬の使用低減に資する **除草機、可変施肥機**等の導入	**農業改良資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する **家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設**の導入	**畜産経営環境調和推進資金**の貸付 （利率：1.10%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する **移動式チッパー**等の導入	**林業・木材産業改善資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
漁業者	漁船の省エネ化に資する**低燃費エンジン**等の導入	**沿岸漁業改善資金（無利子）**の貸付 **償還期間の延長**
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する **新商品開発・製造**に必要な設備や **流通の効率化**施設等の導入	**食品流通改善資金**の貸付 （利率：0.60~1.35%、25年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する **機械・資材等の製造ラインの増設**	**新事業活動促進資金**の貸付 （利率：**特別利率②**0.65～1.45%、20年以内） 基準利率:1.30～2.10%

※金利表示は、令和６年４月現在のもの
※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

みどり投資促進税制

○　有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、
環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概　要

機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

・都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）の適用が受けられます。**

・本税制は、**令和８年３月31日までの間**に、**認定実施計画**に基づき対象設備等を**取得し、当該事業の用に供した場合**に適用されます。

① 生産者向け

＜対象となる設備等の要件＞

○ 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
- ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
- ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等

○ 10年以内に販売されたモデルであること

○ 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム

主務大臣

①計画申請　②計画認定

基盤確立事業実施計画

事業者（機械メーカー）

③ 農水省HPに公表

対象となる設備について、その名称、型式・型番等を公表

計画申請に併せて、製造する機械が税制特例対象に該当するかについて、確認申請を行うことができる。

＜手続イメージ＞

都道府県

①計画申請　②計画認定　③設備投資

環境負荷低減事業活動実施計画等

生産者　④税務申告　税務署

② 事業者向け

＜対象となる設備等の要件＞

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること

良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

ペレタイザー

バイオコンポスター

＜手続イメージ＞

主務大臣

①計画申請　②計画認定　③設備投資

基盤確立事業実施計画

事業者　④税務申告　税務署

（参考）特別償却活用の効果

○　環境負荷低減※1に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1　化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

【法人税における特例のイメージ※2】

法人税 ＝（益金－損金（償却額））× 税率

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せ**した償却が認められます。

※2　特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

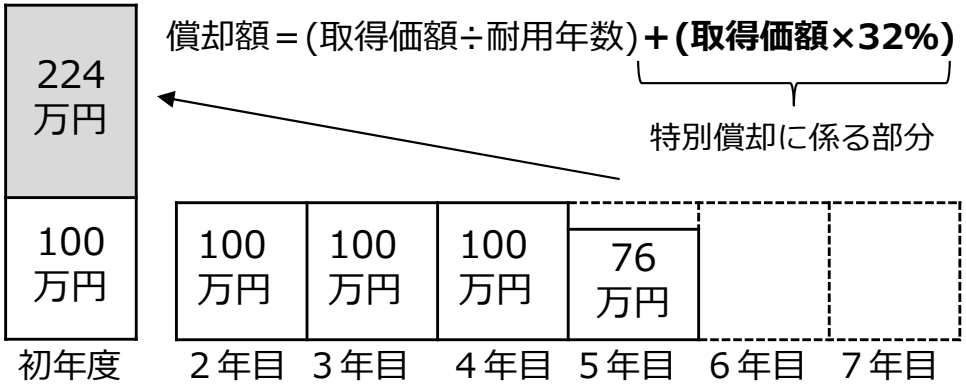

化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機

省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）

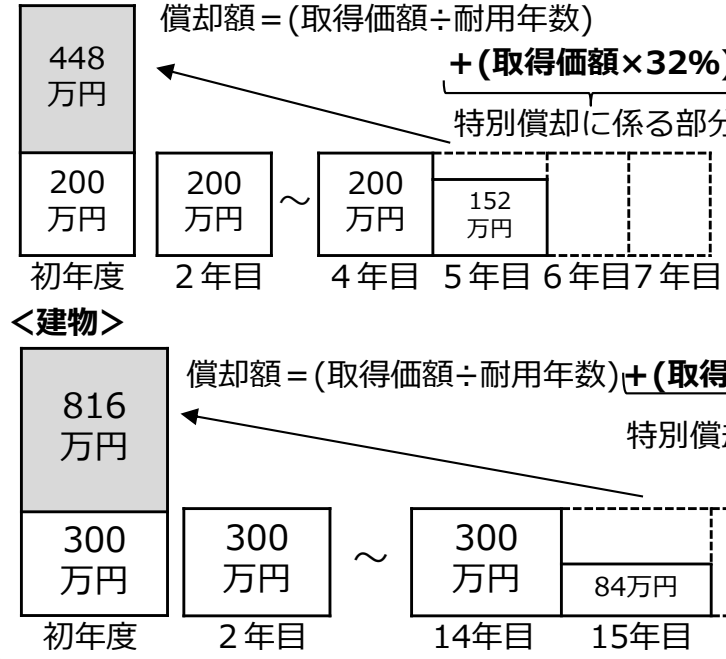

良質な堆肥を供給する
堆肥化処理施設等

（参考）課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

○　実施計画の認定を受けた後で、対象設備等を取得する必要があります。

○（対象となり得る）

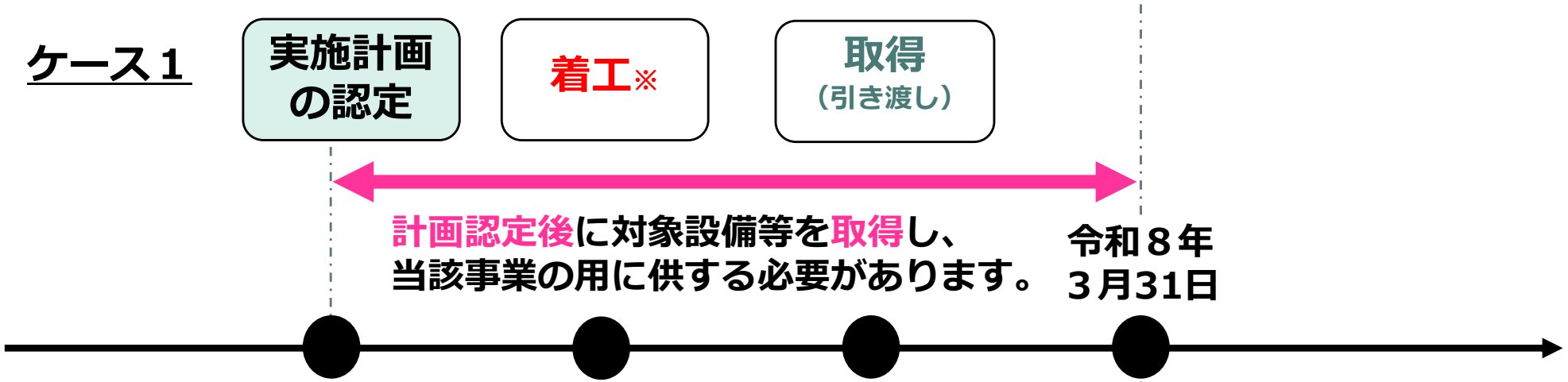

×（対象とならない）

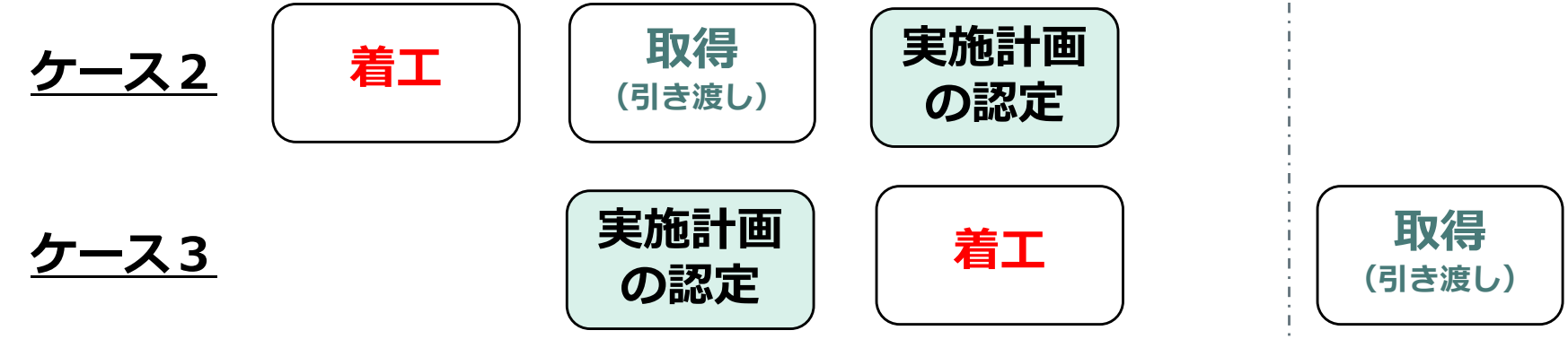

基盤確立事業実施計画の認定状況①　（令和６年５月時点）

機械の生産・販売
（みどり投資促進税制の対象機械の追加）

（水田作 関連）

（株）オーレック

水田除草機

三菱マヒンドラ農機（株）

井関農機（株）

土壌センサ付
可変施肥田植機

みのる産業（株）

水田除草機

ポット成苗
田植機

等

（株）クボタ

可変施肥
田植機 等

食味・収量
コンバイン

ヤンマーアグリ（株）・ヤンマーアグリジャパン（株）

可変施肥
田植機

ペースト施肥
田植機

（株）タイガーカワシマ

種子温湯消毒装置

（株）大竹製作所

水田除草機

（株）山本製作所

色彩選別機

（株）サタケ

色彩選別機

金子農機（株）

色彩選別機

静岡製機（株）

色彩選別機

基盤確立事業実施計画の認定状況②　（令和６年５月時点）

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の対象機械の追加

（畦畔除草機）

（株）ササキコーポレーション

電動リモコン草刈機　等

小橋工業（株）

オフセットモア

エム・エス・ケー農業機械（株）

オフセット
シュレッダー

等

中部エコテック（株）

密閉縦型コンポスト

（畜産 関連）

（株）やまびこ・やまびこジャパン（株）

ラジコン
草刈機

三陽機器（株）

トラクタ用アーム式草刈機

アイケイ商事（株）

堆肥自動撹拌機　等

藤樹運搬機工業（株）

堆肥自動撹拌機　等

ハスクバーナ・ゼノア（株）

親子式
傾斜地草刈機

松山（株）

オフセットモア

（株）天神製作所

堆肥自動撹拌機

（株）岡田製作所

堆肥自動撹拌機

基盤確立事業実施計画の認定状況③　（令和６年５月時点）

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の対象機械の追加

（堆肥散布機・肥料散布機）

（株）タイショー

野菜用畝立
局所施肥機

肥料混合散布機

（株）タカキタ

有機肥料散布機

マニア
スプレッダ
等

日本ニューホランド（株）

ファテライザー
スプレッダー
（可変施肥機）
等

（株）IHIアグリテック

可変施肥
ブロードキャスタ

マニア
スプレッダ
等

（株）イナダ

軽トラ搭載型マニアスプレッダ

（株）ビコンジャパン

可変施肥機　　等

（株）デリカ

マルチスプレッダ

マニア
スプレッダ
等

有限会社 北四国エンジニアリング

搭載型堆肥散布機

（株）アテックス

自走積込
マニアスプレッダ

リモコン
草刈機

（農業用ドローン）

（株）ナイルワークス

農業用ドローン

基盤確立事業実施計画の認定状況④　（令和６年５月時点）

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の対象機械の追加

（施設園芸 関連）

（株）ルートレック・ネットワークス

自動潅水施肥装置

（株）ジョイ・ワールド・パシフィック

自動潅水・施肥制御装置

渡辺パイプ（株）

潅水施肥装置

トヨタネ（株）

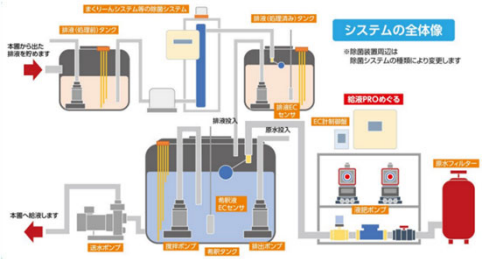

排液リサイクルシステム

（株）太陽

養液ろ過装置

（畑作 関連）

落合刃物工業（株）

茶園用堆肥散布機

松元機工（株）

乗用型茶園防除機

三州産業（株）

基腐病用蒸熱処理装置

（株） FTH

蒸熱処理装置

みどりの食料システム法に基づく税制・融資特例の活用状況（令和６年５月時点）

○ 令和５年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら、計画に基づき取組が進められている。
○ 令和６年５月時点で**税制の特例（みどり税制）**を活用予定の件数は、**20道府県**で**計48件**、**融資の特例**を活用予定の件数は、**11県**で**計18件**。(みどり認定を受けた計画ベース)
○ 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

税制

㈲エイドスタッフ（岐阜県）

水稲の化学肥料低減に向けて、**みどり税制を活用し、食味・収量センサ付コンバインを導入**。これにより、**圃場状態を把握**しGPSブロードキャスタで豚ぷんペレットの散布量を最適化。

食味・収量コンバイン
（**基盤確立事業の認定を受けた者が製造・販売する税制対象機械**）

融資

㈱丸尾牧場（兵庫県）

デントコーン等の飼料用作物の栽培において、堆肥を施用し、土壌への炭素貯留に取り組む。**畜産経営環境調和推進資金を活用して堆肥製造施設を導入**。

堆肥製造施設

税制

農事組合法人あきた皆別当（秋田県）

近年の環境に配慮した消費行動の変容を踏まえ、水稲における環境負荷低減の取組を拡大するため、**みどり税制を活用し可変施肥田植機を導入**。

可変施肥田植機
（**基盤確立事業の認定を受けた者が製造・販売する税制対象機械**）

融資

ふしちゃんファーム（茨城県）

イチゴやコマツナ等の有機栽培に取り組む。イチゴの有機栽培の面積拡大を図るため、**農業改良資金を活用してイチゴのハウスを増設**する。**無利子の融資を評価。**

イチゴのハウス

みどりの食料システム戦略推進総合対策
（R5補正　みどりの食料システム戦略緊急対策事業）

【令和６年度予算額　650（696）百万円】
（令和５年度補正予算額　2,706百万円）

＜対策のポイント＞
みどりの食料システム戦略及び**みどりの食料システム法**に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの**環境負荷低減と持続的発展**に地域ぐるみで取り組む**モデル地区を創出**するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等**関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり**を支援します。

＜政策目標＞
みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成［令和12年及び32年まで］

＜事業の内容＞

１．みどりの食料システム戦略推進交付金　　**381（400）百万円**
以下の取組について支援します。　　**（R5補正　2,602百万円）**

① **推進体制整備**：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
② **グリーンな栽培体系への転換サポート（拡充）**：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
③ **有機農業産地づくり推進（拡充）**：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
④ **有機転換推進事業（拡充）**：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
⑤ **SDGs対応型施設園芸確立**：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
⑥ **地域循環型エネルギーシステム構築**：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
⑦ **持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（拡充）**：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

２．関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり　　**270（296）百万円**
以下の取組について支援又は実施します。　　**（R5補正　104百万円）**

① **みどりの食料システム戦略の理解浸透（拡充）**：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
② **有機農業推進総合対策事業**：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
③ **穀物グリーン化転換推進事業**：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
④ **生分解性マルチ導入促進事業**：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
⑤ **グリーンな栽培体系の普及啓発**：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
⑥ **地域資源活用展開支援事業（拡充）**：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
⑦ **「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策（新規）**：「日ASEANみどり協力プラン」の協力案件の形成に向けた調査等

※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。
※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

＜事業イメージ＞

＜事業の流れ＞

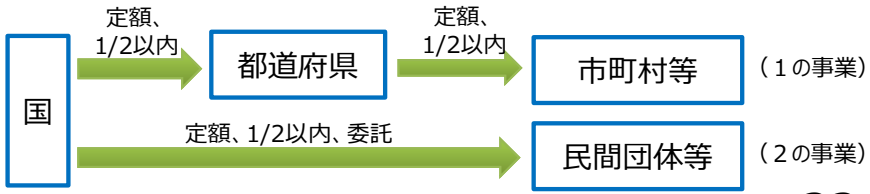

［お問い合わせ先］大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

○　令和４年度補正予算及び令和５年度当初予算において措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、全国で**400件以上**の取組が行われている。

○メニュー別の割合とブロック別の件数（R５.12月現在）

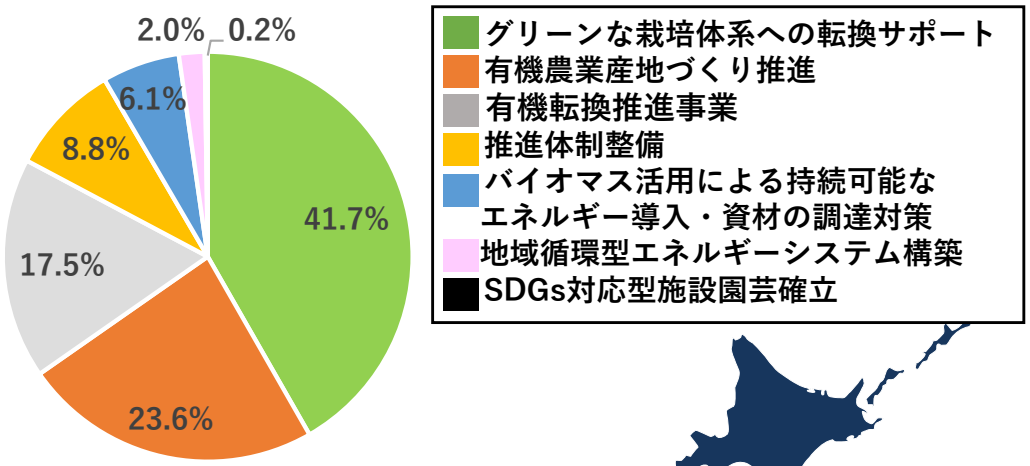

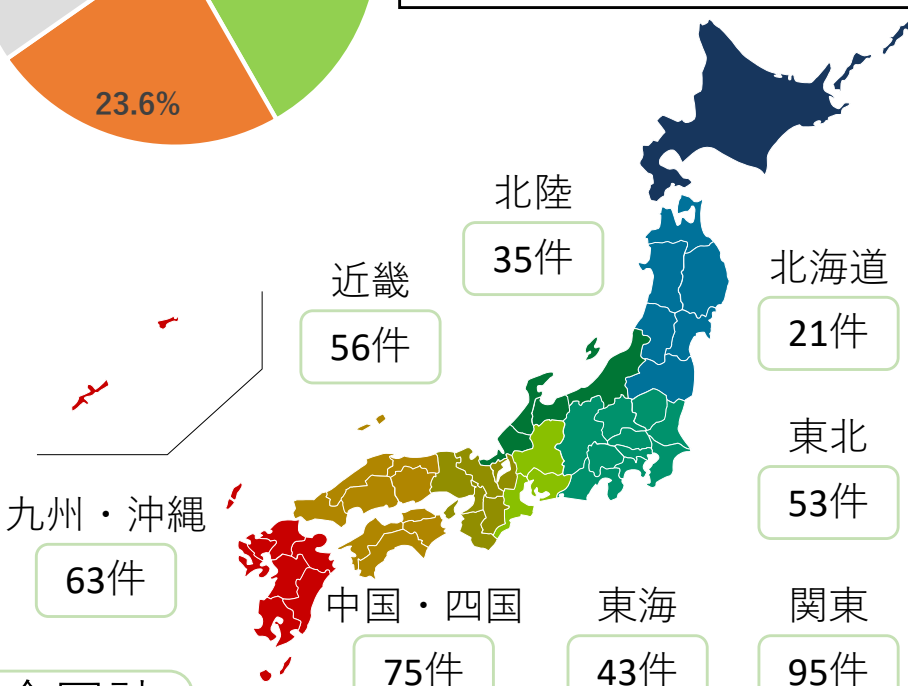

全国計
441件※

※要望調査(令和４年12月から令和５年11月までに８回実施)に基づき配分した事業実施計画数であり、事業を実施した件数と異なる場合がある。

○取組の成果（見込み）

長崎県 県央地域農業振興協議会（長崎県諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）

グリーンな栽培体系への転換サポート

取組概要：「転炉スラグ」を活用し、土壌pHを弱アルカリ性にすることで、ブロッコリーの根こぶ病発症を抑える技術を実証。この技術により防除作業の工程を削減し、作業の省力化を図る。また、栽培マニュアル等を作成し、情報発信に取り組む。

成果目標：転炉スラグの活用による化学農薬の使用量低減
根こぶ病の予防や防除にかかる作業工程の削減

成果の普及（見込み）：作成した栽培マニュアルを踏まえ、地域の現行の栽培暦を改定し、グリーンな栽培体系の定着を図る。

根こぶ病発症を抑える技術の実証

豊岡市（兵庫県豊岡市）

有機農業産地づくり推進

取組概要：有機農業の取組面積の増加を図るため、豊岡市、JAたじま、兵庫県で構成される協議会がスマート農機を活用した省力栽培技術の実証や学校給食に「コウノトリ育む農法」で栽培した無農薬栽培米「つきあかり」の提供等に取り組む。

成果目標：学校給食全量無農薬米の提供　R3：0t → R6：90t
有機農業面積（水稲）R3：142ha →R6：162ha　等

成果の普及（見込み）：収量確保及び品質向上に向け、引き続きスマート農業技術の実証等に取り組む。また、新たに有機農業に取り組む者には栽培技術講習会を開催し、有機農業の取組面積の拡大を図る。

学校給食に無農薬米を提供

株式会社ビオストック（群馬県高崎市）

バイオマス地産地消施設整備

取組概要：高崎市周辺地域で発生する食品廃棄物のリサイクルを行うため、新たにバイオガスプラントを整備。メタン発酵により生産されたエネルギーや堆肥を地域で活用することで、資源循環システムの構築を図る。

成果目標：再生可能エネルギー（年間売電量：77.798Kwh/年）
資源の生産（年間堆肥出荷量：4.01t/年）　等

成果の普及（見込み）：「超小型バイオガスプラント」を広く周知し、地域の資源循環システムや環境負荷低減のツールとして広域的な展開を図る。

超小型バイオガスプラント

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択 （R5補正・R6予算）

○ **みどりの食料システム法の計画認定**等を受けることで、例えば「**みどりの食料システム戦略推進交付金**」では、採択ポイントのうち**特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス**されるなど、**補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
○ 当省の様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- グリーンな栽培体系への転換サポート●■★
- 有機農業産地づくり推進事業●■★ （有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算）
- 有機転換推進事業（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要）
- SDGs対応型施設園芸確立・地域循環型エネルギー構築●■★
- 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減のための基盤強化対策●■★
  （みどりハード対策：基盤確立事業実施計画の認定が必要）

優先項目

●（特定）環境負荷低減事業活動実施計画

■基盤確立事業実施計画

★特定区域での取組

農畜産業関係

- 強い農業づくり総合支援交付金●■★
- 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
  新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策●■★
- 国内肥料資源利用拡大対策事業●■★
- 農地利用効率化等支援交付金●
- 担い手確保・経営強化支援事業●
- 新規就農者育成総合対策うち経営発展支援事業●
- 経営継承・発展等支援事業●
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業●
- 農山漁村振興交付金●■★
- 持続的生産強化対策事業のうち
  茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進、
  果樹農業生産力増強総合対策　等●■★
- 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業●■
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業●■
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち
  施設整備事業及び機械導入事業●■
- 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策■
- 農業支援サービス事業育成対策■

研究開発・実証関係

- 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出●■
- スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策■
- 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト●■
- シャインマスカット未開花症緊急対策●■

輸出促進関係・食品産業関係

- GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト★
- 大規模輸出産地モデル形成等支援事業★
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業●■
- コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業●■★
- 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業■

林業関係

- 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
  高性能林業機械等の整備●、木質バイオマス利用促進施設の整備●■、
  特用林産振興施設等の整備●、コンテナ苗生産基盤施設等の整備●

他省庁予算

- 日本産酒類海外展開支援事業費補助金【国税庁】■
- 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】■
- 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業【文科省】★
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【環境省】★

・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

みどり法認定拡大に向けた情報発信～逆引き施策活用ガイドブック・みどり投資促進税制対象機械カタログ～

○　みどりの食料システム戦略について現場で取り組みたい内容から逆引きで支援策を探せるガイドブックやみどり投資促進税制の対象となる機械を一覧にしたカタログを作成・発信。

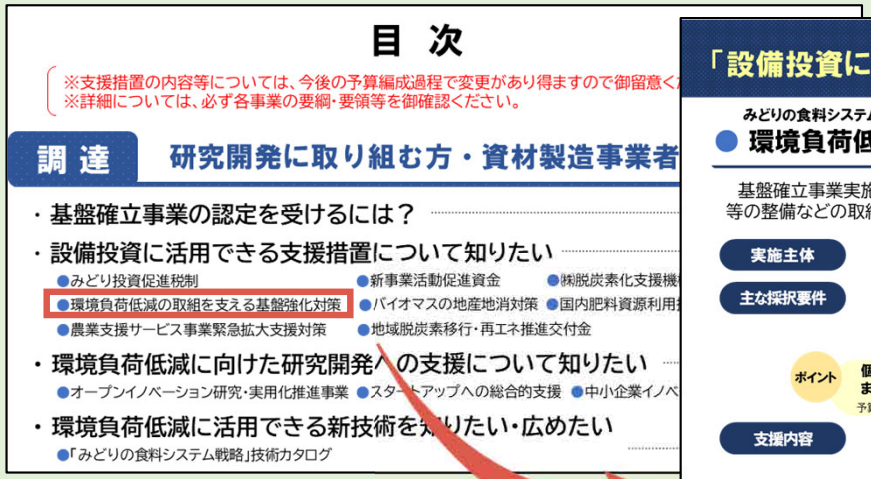

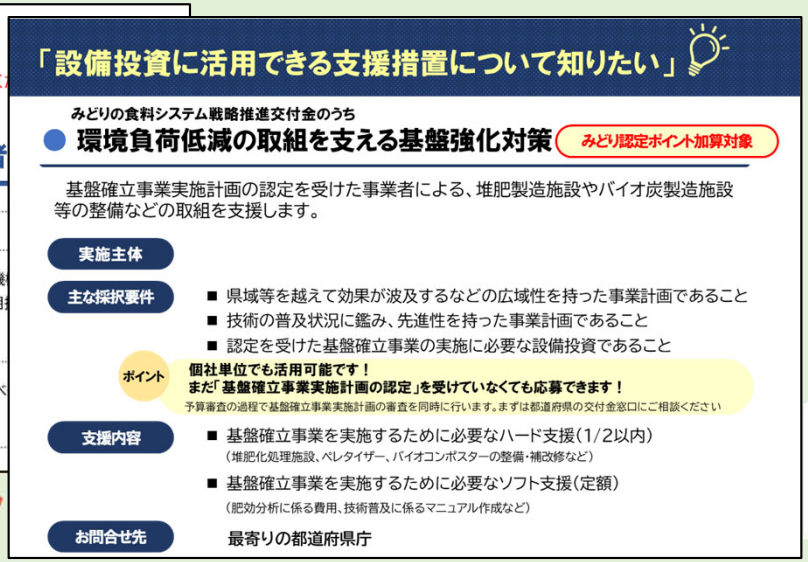

施策活用ガイドブックはこちらから

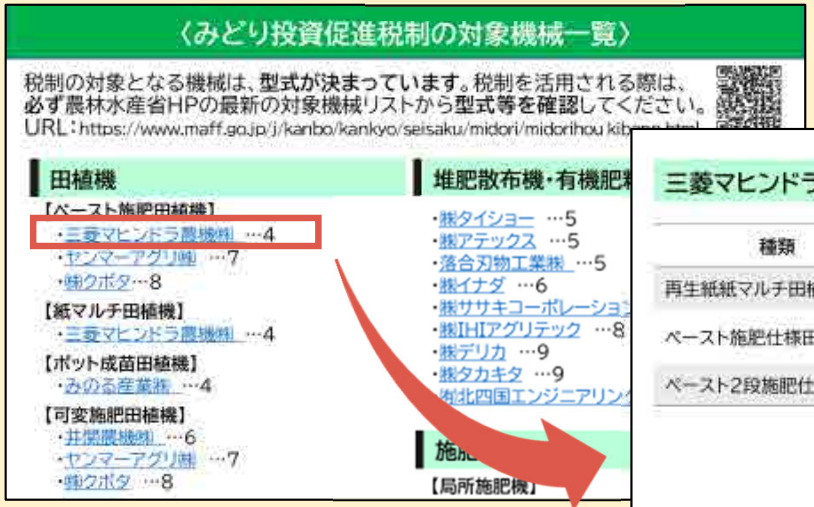

カタログはこちらから

ひとりでも、グループでも、

環境にやさしい農業に取り組んで

みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度がスタートしています！

認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

今後のメリット

環境保全型農業直接支払交付金等は、
令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、
先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

（令和６年４月）

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。

✓ 「環境負荷の低減」の取組例
・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
・バイオ炭の農地施用　・農業用プラスチックの排出削減　など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット①　設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

＜税制特例の対象機械＞

税制対象一覧はこちら

水田用除草機

堆肥散布機

✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。

メリット②　さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金　など

対象事業はこちら

メリット③　日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

お問合せ先　農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
（TEL:03-6744-7186）

みどり通信での情報発信・情報提供のご協力のお願い

○　令和６年２月より、みどり認定の事例等をまとめた「みどり通信」を月に一回の頻度で、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般公開中。
○　都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供にご協力をお願いしたい。

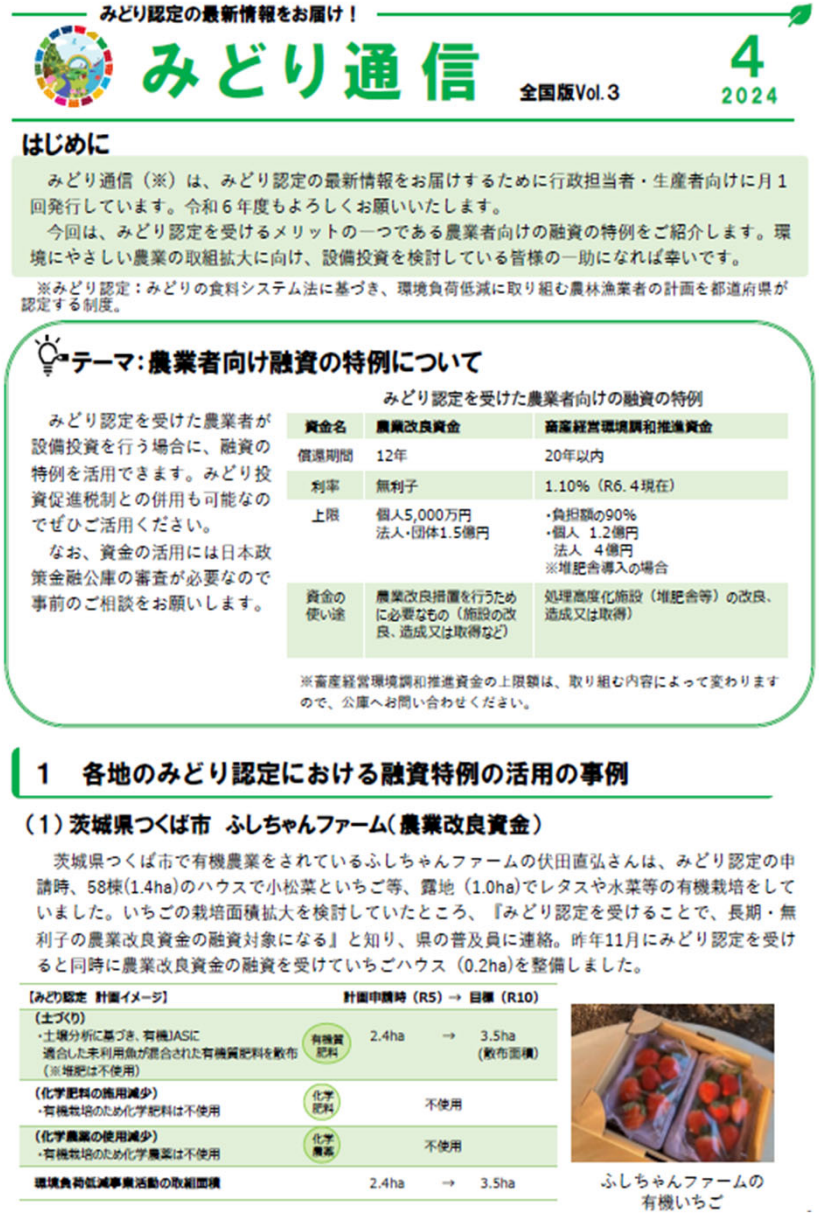

みどり認定の最新情報をお届け！

みどり通信　全国版Vol.3　4　2024

はじめに

みどり通信（※）は、みどり認定の最新情報をお届けするために行政担当者・生産者向けに月１回発行しています。令和６年度もよろしくお願いいたします。
今回は、みどり認定を受けるメリットの一つである農業者向けの融資の特例をご紹介します。環境にやさしい農業の取組拡大に向け、設備投資を検討している皆様の一助になれば幸いです。

※みどり認定：みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の計画を都道府県が認定する制度。

テーマ：農業者向け融資の特例について

みどり認定を受けた農業者が設備投資を行う場合に、融資の特例を活用できます。みどり投資促進税制との併用も可能なのでぜひご活用ください。
なお、資金の活用には日本政策金融公庫の審査が必要なので事前のご相談をお願いします。

みどり認定を受けた農業者向けの融資の特例

資金名	農業改良資金	畜産経営環境調和推進資金
償還期間	12年	20年以内
利率	無利子	1.10%（R6.4現在）
上限	個人5,000万円 法人・団体1.5億円	・負担額の90% ・個人　1.2億円 　法人　4億円 ※堆肥舎導入の場合
資金の使い途	農業改良措置を行うために必要なもの（施設の改良、造成又は取得など）	処理高度化施設（堆肥舎等）の改良、造成又は取得）

※畜産経営環境調和推進資金の上限額は、取り組む内容によって変わりますので、公庫へお問い合わせください。

１　各地のみどり認定における融資特例の活用の事例

（１）茨城県つくば市　ふしちゃんファーム（農業改良資金）

茨城県つくば市で有機農業をされているふしちゃんファームの伏田直弘さんは、みどり認定の申請時、58棟(1.4ha)のハウスで小松菜といちご等、露地（1.0ha)でレタスや水菜等の有機栽培をしていました。いちごの栽培面積拡大を検討していたところ、『みどり認定を受けることで、長期・無利子の農業改良資金の融資対象になる』と知り、県の普及員に連絡。昨年11月にみどり認定を受けると同時に農業改良資金の融資を受けていちごハウス（0.2ha)を整備しました。

【みどり認定　計画イメージ】		計画申請時（R5）→ 目標（R10）
（土づくり） ・土壌分析に基づき、有機JASに適合した未利用魚が混合された有機質肥料を散布（※堆肥は不使用）	有機質肥料	2.4ha → 3.5ha（散布面積）
（化学肥料の施用減少） ・有機栽培のため化学肥料は不使用	化学肥料	不使用
（化学農薬の使用減少） ・有機栽培のため化学農薬は不使用	化学農薬	不使用
環境負荷低減事業活動の取組面積		2.4ha → 3.5ha

ふしちゃんファームの有機いちご

令和６年２月号から、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般に公開しています。

◎都道府県等のHP等への掲載も可能です。
◎JAその他の生産者団体に向けても周知いただけますと幸いです。
◎認定推進の際に、生産者や事業者に取組のイメージを持っていただくため、みどり通信をご活用ください。

みどり通信はこちら

【ご担当者様にお願い】

都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供のご協力をお願いいたします。
講演・意見交換の依頼もお待ちしています。

ご依頼いただき、講演しました（秋田県）

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

ＨＰ：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

みどりの食料システム戦略

みどりの食料システム戦略
トップページ

戦略HP

みどりの食料システム法
基本計画ページ

基本計画HP

みどりの食料システム法
基盤確立事業実施計画ページ

基盤HP